

参 覧 No. 15

労 働 者 家 族 問 題 についての特 別 活 動

— 実 施 手 引 —

1 9 5 1 年 1 1 月

労 働 省 婦 人 少 年 局



— はじめに —

自立経済のもとに労働者のはたす役割がますます増大しようとするときにあたって、婦人少年局では、労働者家族問題を取りあげていますが、とくに来る11月20日から12月10日までの期間に、労働者家族の生活を高めることを目的とした特別活動を全国的におこなうことになりました。この活動は啓蒙教育、調査、連絡調整等の分野にわたっており、中央における婦人少年局及び各都道府県にある婦人少年局地方取組室によつて実施されます。

この手引は、これらの地方取組室に対して、この活動の実施方針を指示するためにのべられたものですが、この活動に協力してくださる各機関のかたがたの御参考にも供したいと思ひます。

なお、この活動は、本年度の婦人少年局の事業目標の一つである“市民意識の陶冶、及び市民活動の促進”のもとにおこなはれるのであります。又、一施こゝに活動期間を設けましたがこれを機会に期間後も、労働者家族の生活向上のための活動を継続するものであることは申すまでもありません。

1951年11月

労働省婦人少年局

— 目 次 —

1. 労働者家族問題についての特別活動の主旨

(1) 自立経済における労働者の役割の認識

(2) 労働者の生活向上をはかるために主婦の活動を促す

2. 活動の期間

3. 活動の対象

4. 活動を実施する機関

5. 実施事項

(1) 啓蒙活動

(2) 調査活動

(3) 連絡調整活動

6. 労働者家族の生活をたかめるためにとりあげらるべき問題

(1) 生活のしかた

A 生活の計画化

B 衣食住のしかたの工夫

C 子供の教育

D 保健衛生

E 家計の処理法

F 家庭の民主化

(2) 夫の立場に対する理解

(3) 共同活動について

7. 参 考 — (“労働者家族問題に関する資料”の内容) —

(1) 労働者と家庭婦人

(2) 賃 金

(3) 生計費

(4) 生活時間

(5) 職場の福利施設

(6) 生活共同組合

8. 附 録 「労働者家族問題についての特別活動実施計画」

1. 労働者家族問題についての特別活動の主旨(1) 自立経済における勤労者の役割認識

平和條約成立後の日本は、経済的に独り立ちしなくてはなりません。このためには、生産をふやして、外国との貿易をさかんに行うことが必要ですが、資源の少ない日本では、また原料輸入のための船からつくらねばなりませんし、また生産の動力となる電力をふやしたり、石炭を増産したりせねばなりません。このために、生産にたずさるる労働者のはたらきは一層重大になってきます。

同時に自立経済のもとで、これをささえる勤労者の生活が非常にくるしくなることが豫想されています。現在国民生活は、終戦直後よりも向上していますが、それでもなお、昭和25年度で、戦前（昭和9年～11年平均を基として）の7割から7割5分というところにすぎません。

ところが、講和成立後は、賠償の支払いや、戦前の外債の返済、済済の返済や、利息の支払いや、戦時中日本が損害をあてへた連合国財産の補償などの負担のため、国民の税金は相当ふえる見込みです。つまり、国民は相当くるしい生活に耐えて、国の自立をはからねばならないのです。

(2) 勤労者の生活向上をはかるために主婦の活動を促す。

このような状態のもとで、適切な対策をたて、勤労者の生活の向上をはかることは、自立経済の成功のために、また、日本の社会の福祉のために、非常に重要な意をもっています。政府も国民とともに、行くものの生活の安定のために努力せねばなりません。

私たちは、こゝで、勤労者の家庭をうけもつ主婦によびかけて、従来の生活のしかたを檢討しなおし、生活の計画化、家計の上手な管理、衣食住のし方の工夫、主婦の間の協力などによつて、勤労者の生活を家庭面から向上させるための努力を促進したいとお

もいます。

以上の観点から、労働者家族の生活をたかめるための特別活動をおこなうものであります。

2. 活動の期間

1951年11月20日～12月10日

但し、地方の事情により、多少時期を変更してもさじつかえありません。

3. 活動の対象

今回の活動の対象としては、一般に、工場、鉱山、その他の事業場にはたらく雇用労働者の家庭の主婦をとりますが、とくに、そのなかでも、現業労働者の家庭婦人を重点的に対象とします。

4. 活動を実施する機関

活動の実施主体——労働者婦人少年局

協力を依頼する機関

- ① 官庁関係では労働省労政局、基準局、職業安定局、都道府県本報課（室）、労働部（又は経済部）、民生部、教育委員会などの関係部課
- ② 民間機関では、事業場（厚生課、勤労課、労務課など）、使用者団体、労働組合、労働者家族の組織（主婦会、家族会、社宅自治会など）婦人団体、報福機関、職場および地域の生活協同団体など

5. 実施事項

期間中、婦人少年局が実施することは、つぎのとおりです。

(1) 啓蒙活動① 活動の重点

—— 勤労者の主婦に呼びかけてつぎの点を促進する。 ——

- A. 生活のしかたの工夫と合理化
- B. 夫の職場に対する理解
- C. 協同活動

② 活動の内容

(3)

A. 座談会の開催

労働者家族の生活を向上させる方法を検討しあい、将来協力しあう方法をめいめいたすため労働者家族の座談会を開催する。

・ 開催期日及び回数

11月20日～12月10日の間に、一地方、2回または3回（3回開催の地方は北海道、東京、愛知、大阪、福岡です。）

・ 開催地域

全国都道府県の鉱業、製造業、その他の工場地帯。

・ 参加者

なるべく現業労働者家族、とくに主婦を中心とする。

・ 主催

婦人少壮局地方販買室

・ 議題

“どうしたら、働くものの家庭生活を向上させることができるでしょうか？”

討議内容

(a) 家庭生活のし方について

生活時間の計画化、衣食住のしかたの工夫、子供の教育、保健衛生、上手な家計の処理、家庭の民主化など。

(b) 夫の職場に対する理解はあるか。

(c) 協力の努力で生活をたがめるには、

福利施設の利用、組織活動

（主婦会、家族会、自治会、婦人団体など）

(d) よい市民となろう。

近隣との協力、団体活動などを通じてよい社会をつくらう。

B. 参考資料の配布

(4)

本省において準備する下記の資料をそれぞれ適当に配布して利用する。

壁新聞

“働く人の家庭を明るくするために主婦の努力も大切です”

リーフレット

“くらしのし方を工夫しましょう”

パンフレット

“労働者家族の生活を明るくするには”

統計資料

“労働者家族問題に関する資料”

これは地方販買室主任及び本問題を一層ふかき研究する人々のために用意するものです。

内容

I 労働者と家庭婦人

II 賃金

III 生活費

IV 生活時間

V 職場の福利施設

VI 生活協同組合

（なお、この資料は準備の都合で、活動期直前に販買室に到着しないおそれがありますので、後に参考としてこの資料に示くまれる内容のあらましを記入しますから、御参照下さい。）

(2) 調査活動

A. 世論調査

労働者家族の生活意識に関する世論調査をおこない、その生活向上を図るための基礎資料とする。

・ 調査期日 — 11月20日～12月10日

・ 調査地域 — 全国都道府県

(5)

- 調査対象——工場、鉱山、その他の事業場に働く労働者の家族（なるべく現業労働者の主婦）
- 調査方法
運動期間中に地方取組室が開催する上記座談会の席上で調査票を配布し、記入させる。記入済みのものを本省に送附する。調査票は6000枚である。
（注意——座談会の討論に入る前30分程度で、調査票の配布をおこなう。取組室主任は配慮すること。）
- 調査内容——給料について、家計について、夫の取組への関心、組織活動について、など。

B. 実態調査

- 労働者家族の生活実態を分析し、その生活向上の施策を図るための基礎資料とする。
- 調査期日——7月下旬
 - 調査地域及び調査対象——東京、横浜において地域や産業などを考慮して8事業場を定め、各事業場につき妻をもつ労働者100名を無回答に抽出して、その世帯について調査する。
 - 調査方法——事業場において調査対象者に面接、本人及び家族員について調査事項の記入を依頼する。
 - 調査項目——生活時間調査
(1) 家族各員の生活時間
(2) 世帯主の取組、地位、賃金、通勤方法など。
(3) 住宅
(4) 家具、電具
(5) 家事作業への関与の程度
(6) 取養、娯楽
（なお、関係取組室に対しては実施細目を通達する。）

(6)

(3) 連絡調整活動

- 労働者家族問題連絡調整会議の開催
本活動の主旨をつたえ、関係官公庁及び民間団体の協力を得ながら同時に各地方における労働者家族問題の概況を把握するためにこの会議を開催する。
- 開催期日及び地域
なるべく活動期間中、又は期間以前に一日間、工場、鉱山、その他の事業場の存在する地域一ヶ所で行う。
- 主催
中 央——労働省婦人少年局婦人課
（11月19日開催の予定）
地 方——婦人少年局地方取組室
- 議題
（例）「労働者家族の生活を向上させるために、主婦はどのような役割か。」
- 討議内容
(a) 家庭生活のしかたについて。
（生活時間、家計、子供の教育、保健衛生、民主的な家族関係など。）
(b) 夫の取組に対する関心について。
（夫の仕事、労働組合活動など。）
(c) 協同活動について。
（福利施設、協同組合、主婦会その他の組織活動など。）
- 招請範囲
(a) 官公庁関係
都道府県本報課（室）、民生部、労働部（又は経済部）、教育委員会などの関係部課長官
(b) 民間諸機関
事業場（厚生課、勤労課、労務課など）、労働組合、労働者の家族の組織（主婦会、家族会、自治会など）

(7)

婦人団体報導機関、地域および地域生活協同団体などの関係者

- ・ 会議のすゝめ方
取員室が司会すること。

- (a) 主旨の説明
(b) 労働者の健康の現状についての意見交換
(c) 生活向上の具体的方法の検討
(d) 各機関、団体の役割の分担について

以上が婦人少年局の実施する事項ですが、なお、協力機関においてはそれぞれの事情に応じて本活動の主旨に沿った適宜の活動を行うように、連絡調整会議の席上での場で各取員室から要望して下さい。

6. 労働者家族の生活をたかめるためにとりあげるべき問題

・ 労働者家族の生活をたかめるために為るべき問題にはつぎのことがあります。

(1) 生活のしかた

(a) 生活の計画化

・ 1950年3月に、東京都内2工場に働く労働者の家庭の主婦の生活時間を婦人少年局が調査した資料（婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活時間調査報告）によれば主婦が毎日家事についやす時間は10時間16分であり、教養娯楽のための時間は1時間17分です。家事労働についやす時間のうちわけは、

家事	——	3時間20分	(32.8%)
買物	——	58分	
裁縫	——	2時間28分	
洗濯	——	48分	
掃除	——	53分	
子供の相手	——	59分	

計 家事労働 —— 10時間16分

また、教養娯楽の時間のうちわけは、

(8)

読書	16分
新聞よみ	21分
書きもの	5分
ラジオ	24分
娯楽	1分

計 教養娯楽 1時間17分

という状態です。この状態は、平日も休日もありかわりなく、主婦は毎日仕事に追われ、圧迫感をかみし、教養をつむひまも、社会的活動をするひまも少くづらしています。けれども生活時間を検討して満足しなおし、一週間の予定、あるいは月間、年間の仕事の表でもつくつて、見どおしのある生活をするることによって、圧迫感から解放され、生活時間の中にもつと教養娯楽の時間も入り、夫とともに知的にも進歩し、子供のよき指導者、社会のために役立つ人にもなれるでしょう。但し、生活時間の計画は、自とりをもたせ、休養の時間も、適当にいれこむことが肝心です。

（参考資料「婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活時間調査報告」参照）

(b) 衣食住のしかたの工夫

・ 生活時間を整理して、毎日有意義なものとするためには衣食住のしかたを研究して、一番能率的にできるように工夫せねばなりません。

・ 衣生活については、家族員の衣服の持ち数に設計をたて、ふたんど着、作業衣を多くし、質や形を工夫します。

・ 食生活については、給料の入つたとき、一どきに御馳走を食べ、あとは茶づけというように片やるのではなく、栄養が万べんなくゆきわたるよう工夫し、主食を食べすぎめように心がけます。労働医学心理学研究所の研究によつて、栄養が知育や体育に入そう関係することが実証されています。

(7)

住居については、日常生活本位に使いかたを考え、なるべく住みよく働きよいように、便利に設備すること、調理用品、家具なども、便利で、能率的なものをつかうことを工夫します。手せまな家になぜいすむときには、子供の性教育についても考慮をはらいましょう。

(註、家庭問題については昨年配布しました下記の資料を参照して下さい。)

1. 中央婦人問題会誌、家庭生活委員会の記録
2. 家事能率向上の手引き
3. 有能なホームメーカーとなるための工夫

(c) 子供の教育

人間をつくるのは、学校教育よりも、むしろ家庭教育、社会教育です。主婦は新しい時代の子供を教育するため、自身の教養をつまねばなりません。又、子供を育てる上に男の子と女の子を差別することなく、ともに独立心、責任感、正義感、協力精神等の強い市民になるように育てます。自分の家の子供ばかりでなく、その子供に対しては同様な心くばりが心くばりが必要です。せし、子供の人権を重んじ、子供を頭からしかりつけるのではなく、子供のいい分もきいて、子供自身の正しい判断力をそだてるように指導することが大切です。

(d) 保健衛生

栄養や運動や休息によつて健康を保つと同時に生活環境を清潔にして病気や怪我を防ぐことが大切です。とくに住宅や薪などで、集団的に生活する場合、公衆衛生の知識が重要です。また共同炊事場、便所などの改善について、主婦が心がけるべきことは、たくさんあります。

(e) 家計の処理法

一般に、家計の処理は、現実的弱者の家庭の方が、いれぬる取育の家庭よりも概ね画であると語られています。仕事の

性質上、酒をのむことが多いが、収入のあるときに一時につかつかしてしまうという無計画な家計は、健全な家庭生活のために、だんだん改めてゆきたいものです。家計簿をつけること、一月の収入をはつきり知り、収支と支出とのバランスをとること、どうしても赤字になるときは、それを補う方法について計画を立てること、たとえば、主婦が内取をしたり、あるいは働きに出たりして、家計を補っている場合がたまにありますが、その方法についても、家庭生活の幸福のために一層よい方法を研究したいのです。同じ内取にしても、なかよく技能として真についているようなものを、技能場などでまなぶことを考えたいとおもいます。

(f) 家庭の民主化

以上、家庭生活のしかたには、いろいろ考へ、なおさねばならない点がありますが、これらはすべて、家族員の間に、仲のよい、民主的な関係がなければ、改善を實行にうつすことができません。夫婦、親子がたがいに尊敬し、愛しあつてよい生活に向かうとする熱意があり、協力することによつて生活をたかめる努力も実を結ぶのです。家庭のなかには愚悪や絶対的な支配者があつてはなりません。家族の人たちが相談しあつて、生活の向上につくしましょう。

(g) 夫の立場に対する理解

家庭は、家族員が明日の生活への力をやしなう場所です。夫にとつては、明日の生産のための力の再生産の場所でもあります。したがつて、主婦は以上のべたような生活の向上のための努力をする一方、夫の取場での仕事に理解をもたねばなりません。できれば、仕事をしている夫の現場を訪れておるのがよいでしょう。少なくとも、夫の取場をのぞくぐらいのことをしておきたいものです。夫の仕事の理解は、主婦を家庭でのよい協力者とするでしよう。夫の仕事と収入は、夫婦の協同の成果であると考えて、夫のよい相談相手になりましょう。

(11) なお、ついてもべきことは、職場での地位を私生活にまでもちこむことです。住宅や、共同住宅での私生活においては、地位の上の差（たとえば、雇員と工員など）をもちこんで、主婦が反目するようなことがないようにしたいものです。

(3) 協同活動について

(a) 福利施設

職場を同じくする労働者の家族には、共同で利用できる福利施設がいろいろあります。たとえば、住居、診療施設、浴場、理髪所、保養所、養老、生活協同組合、娯楽場、講堂、運動場など。これらを充分利用し、またその拡充のために、使用者や労働組合などに申し入れなどして協力すべきです。

(b) 組織活動

夫の所属する事業場の労働組合活動について、妻は、理解をもたねばなりません。組合活動は、労働者が、自主的に、労働条件を改善するための活動であるからです。

また、労働者の家族が組織して、夫にちの組合活動を助けるための活動をする主婦会のあるところ、家族の親睦を目的とする家族会や、自治会、などのあるところでは、家族の生活が協同の努力で向上するように、その組織を有効に助けたいものです。たとえば、子供のあそび場なども、このような組織で考へてつくることはできないでしょうか？ 託児所の設備なども可能ではないでしょうか？

その他、その地域の婦人会、その地の団体に属して、労働者の家族の生活の向上のためにつくみましょう。

(c) 「よい市民となるために」

労働者の家族の間でのこのような協同活動は、すなわち、よい市民となる活動であります。日本の経済をささえる労働者の生活が向上することは日本国民の生活が向上することを意味します。そのための協同の努力は、よい市民としての活動であります。

(12)

7. 参考

“労働者家族問題に関する資料”のなかから参考となる数字をつぎに示します。

(1) 労働者と家庭婦人

A. 我が国労働者の数と割合（1951年6月現在）

人口	—	8,430万
14才以上の人口	—	5,632万
労働力人口	—	3,209万
就業者	—	3,276万
雇用者	—	1,336万

B. 各産業における男女雇用者数

雇用者総数	—	1,336万
男子 総数	—	974万
女子 総数	—	362万

男女ともた雇用者が一番多いのは製造業、これについて男子は、運輸通信業、サービス業、公務、女子は、サービス業、商業、金融業、公務、農林業の順になっています。

C. 家事にしがたがっている婦人

14才以上の人口のうちから労働力人口をのぞいた、非労働力人口は、1,823万、そのうち、不具、老令、病気のもの354万、通学中のもの、431万、家事にしがたがりもの957万となり、この家事にしがたがりものうち949万が女子ですから、これが家庭婦人とよぶべき人たちで、その過半数が主婦でありましょう。

(2) 賃金

A. 各産業における1ヶ月の平均給与額

1951年5月

全産業男女平均1月の賃金	—	10,933円
男子	—	12,710円
女子	—	5,575円（44%）

(13)

男子の場合は最高が金融保険業の16.612円、最低が木材水産品製造業の7.894円というひらきがあります。これが、費与月となると、もつと差はひとくなります。

B. 扶養家族数による平均賃金の比較

全産業、全府庁省についてみると、大体において、扶養家族数の増すほど賃金も増しています。但し、扶養家族4人以上になると、賃金の上昇の割合はゆるやかになります。男女別にみると、女子の扶養家族をもつものの賃金はひとく上つていません。

(3) 生計費

A. 勤労者世帯の家計

1951年、2月と8月の勤労者世帯の実収入、実支出をみると、収入では2月13.738円、8月14.310円で世帯主の**収入は**総収入の8割余にすぎず、あとは他の家族の勤労収入や内取でおさなっています。

支出は、2月が13.562円、8月が15.918円で、食糧費が一番大きく、つぎに雑費(保健衛生費、教養、娯楽費など)、租税その他の負担、被服費、光熱費、住居費の順になっています。いわゆるエンゲル係数(租税等をのぞいた消費支出総額に対する食糧費率)は、2月から53.2%、8月が55.1%となっています。

B. 消費者物価指数

物価は、1948年度の物価を基準として1950年5/1年のつどきを見ると、1949年以來下りつづけていた物価は、50年に入つてますます下落しましたが、6月末の朝鮮動乱の勃発で、急に上りました。10月、11月多少下りましたが、その後また上り、今年6月まで上る一方でした。6月になって、馬鈴薯の値下りや夏野菜の出廻りによる食糧費の値下りと、繊維製品の下落で、総合物価は多少下りましたが、8月からは又々、食糧費の値上り、電気料金の値

上りによる光熱費の上昇などで物価は上りつづけています。(14)

(4) 生活時間

勤労者の家庭婦人の生活時間は、(1950年3月婦人少年局調べ)家事に10時間16分、教養娯楽には1時間17分という状態です。これが平日も休日もありありません。これに対し、男子は、平日に教養娯楽の時間を3時間余をとっており、これが休日になると、4時間57分とふえています。

(5) 職場の福利施設

府庁省府庁統計調査部の調べによると常用勤労者数30人以上の事業所のうち何等かの福利施設をもつものは77%を占めており、産業別にはガス電気水道業、鉱業が最も施設率が高く印刷製本業が最低になっています。施設の種類のば住居施設、診療衛生保健施設、経済施設、教養娯楽体育施設の順です。

また、これらの福利施設に対して、事業主が負担している費用は勤労者一人当り一ヶ月平均738円です。最も多く福利厚生費を出しているのは鉱業です。

最も施設率の高い住居施設について、そのうちわけを見ると、寄宿舍39%、一般住宅20%です。一般住宅のうち無料のものは半以下で、それ以外は何等かの料金をおさめており、家賃又は空料の平均は196円です。

(6) 生活協同組合

A. 生活協同組合の概況

生活協同組合総数 1,230組合

組合員とその家族の数をあわせると我が国人口の1割に達し、この数は毎月増加しています。

B. 生活協同組合の事業状況

厚生省が508組合について調べたところによれば、1950年度において組合員1人当り出資額500円以下の組合が86%をしめているような有様で組合費の出資額が少いので、運営のために地から借金することになり、自己資本

(15) の倍に近い借入金をしている状態です。

② 組合員の生活協同組合利用状況

57の組合の組合員が利用している金額は、1人月平均410円で、かなり低いものです。

労働省家族問題についての特別活動実施計画 (1951年11月 労働省婦人少年局)

① 方針

平和條約成立後の我が国の自立経済を成功させるために、労働者のはたす役割は大きい。労働者が安心して、その責任を果すためには労働者の生活の安定が図られなければならないが、他面労働者の家庭生活を担当する主婦の生活意識と生活技術の向上が必要である。こゝに於て特に現業労働者の主婦を対象として次に示すこの特別活動を実行する。

1. 実施期間

昭和26年11月20日から (21日間)
昭和26年12月10日まで

2. 対象

主として全国の工場、鉱山、その他の事業場に働く現業労働者の主婦

3. 実施の主体

労働省(婦人少年局)

4. 協力を依頼する機関

官公庁：
労働省(婦人少年局)
各都道府県(広報主務課、労働部(又は経済部)、民生部関係主務課)
各都道府県労働基準局(関係主務課)
各都道府県教育委員会(関係主務課)
民間団体：
工場、鉱山、事業場(厚生課、勤労課、労働課)
使用者団体、労働組合、婦人団体、労働者家族の組

(16) 識(主婦会、家族会、社会自治会)、地域および地域生活共同団体、報道機関。

② 実施事項

(1) 実施主体の行方もの

Ⅰ. 啓蒙活動

- 活動の重点(労働者の主婦に呼びかけて次の点を促進する)

(1) 生活のしかたの工夫と合理化

(2) 夫の取組に対する理解

(3) 協同活動

● 活動の内容

(1) 労働者家族問題座談会の開催

主として全国工場、鉱山その他の事業場に働く現業労働者の主婦を対象として、一地方販賣店を単位に2回、3回開催する。

(2) 資料の作成配布

(1) 壁新聞「働く人の家庭を明るくする為には主婦の努力も大切です」

(2) リーフレット「くらしのしかたを工夫しましょう」

(3) 婦人関係資料29号「労働者家族問題に関する資料」

(4) パンフレット「労働者家族の生活を高めるには」

(5) 報道機関による宣伝(新聞、ラジオ、その他)

Ⅱ. 調査活動

(1) 労働者家族の生活意識調査の実施

全国工場、鉱山、その他の事業場に働く現業労働者の主婦6000名を対象として、座談会出席者についての調査を行う。

(17)

(1) 労働者家族の生活実態調査の実施

横浜工業地帯の就業労働者の800世帯を対象としてこの調査を行う。

Ⅱ 連絡調整活動

労働者家族問題連絡調整会議の開催

労働者家族問題について問題の所在点を検討するとともにこの計画の方針にもとづいて、関係の官公庁、工場鉱山事業場、民間団体、報道機関等の活動をつなぐために開催する。

(2) 協力を依頼する機関の行うもの。

各機関が、その機能に応じて自主的にこの計画の趣旨を生かした活動を行う。

6. 経 費

(1) 実施主体の機関が行う事項は同機関が負担する。

(2) 協力を依頼する機関が行う事項は、各機関が負担する。

(附)

一応この活動期間を設けたが、これを機会に、いまだにかたまりられなかった労働者の家族生活の向上をはかるよう期間後もこの活動を継続する。